



野瀬建築

コラム
シリーズ
Vol.4

過ごしやすくなる!あなたの住まい!

介護リフォームの出来る?出来ない?

前回では介護対策としてリフォームの種類についてお話ししましたが今月号では計画を進めるにあたってのポイントをご紹介します。保険制度を活用すると、ある条件を満たした場合の介護リフォームに補助金が支給されます。まずはその条件とは何なのかを補助金の概要含めてご紹介します。

●介護保険制度で受けられる『補助金』の概要。介護保険制度には『居宅介護住宅改修費』という項目があり、被保険者が必要とするリフォームについて、決められた条件を満たした上で申請すれば補助金が支給されるという流れです。

・補助金受給の対象…補助金を受給出来るのは要支援1〜2、要介護1〜5のいずれかに認定されている介護保険の被保険者です。また補助金対象となる住宅は『介護保険被保険者証』に記載されている住所の住宅です。・補助金の上限…補助金の支給は被保険者一人につき20万円までと決められており、その内1割は自己負担となります。つまり、リフォーム工事が20万円の場合2万円を自己負担し、18万円が支給される事になります。工事費用が20万円を超えた場合は、1割の2万円+超えた金額を負担する事になります。尚、補助金の給付は被保険者一人につき1回ですが、20万円を数回に分けて利用する事が出来ます。また、被保険者が転居した、要介護区分が3段階以上進んだりした場合は再度20万円までの給付を受けられる事も可能です。

野瀬建築では『介護リフォーム』に関わるご相談を承っております。お気軽にお尋ね下さい。

◆(有)野瀬建築 電話 0120(34)1829、津市高茶屋七丁目6番36号(井村屋通りローソン交差点を西へ)。